

北九州市バレーボール協会登録規定

北九州市バレーボール協会規約第29条の規定に基づき加盟チーム登録規定を次のとおり定める。

- 第 1条 本会の加盟チームはこの規定の定めるところにより、そのチーム及び構成員は北九州市内のバレーボール競技団体に所属しなければならない。
- 第 2条 登録しようとするチームは、本会及び加盟各競技団体所定の書式に必要事項を記入し毎年4月末日迄に所定の登録料を添えて申請するものとする。
- 第 3条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。
本会が主催または共催する競技会への参加は、本会加盟チームの登録構成員でなければならない。
- 第 4条 競技会参加は、1登録チームにつき1チームとする。
但し、競技会参加規程により認められたときはその限りではない。
- 第 5条 登録は、一人1チームを原則とする。
但し、登録届の所定欄に他チーム名を記載すれば6人制・6人制混合・9人制それぞれのカテゴリー内に於いて2チーム迄登録を認める。
(イ) 大学生・高専生・高校生・中学生である者は実業団・クラブチームの構成員として認めない。
但し、昼間就労し夜間就学する者は登録用紙に勤務先・同所在地及び就学先学校名を記載すれば認める。(定時制・通信制の高校生及び大学生)
(ロ) 大学生・高専生であっても北九州市に所在する学校に在籍し、学連に選手及び役員として登録されていないならば認める。
(ハ) 本条により重複して登録した者は、同一種別の競技会には1チームに限り選手及び役員として出場できるものとする。
- 第 6条 本会の登録構成員資格は、次の各号によるものとする。
- 1、登録構成員は市内に勤務又は在住、もしくは居住とみなし得る実生活をして
いる者とする。
 - 2、会社・工場等の事業所又は官公署内の同好会に於いては、その企業等より有形無形を問わず活動補助等有る場合は実業団とし以外をクラブとする。

3、 Vプレミアリーグ・Vチャレンジリーグ・地域リーグの登録選手は構成員と

して認めるが、競技会への出場はリーグ登録抹消後でなければ認められない。

第7条 登録チームはその構成員に追加、あるいは変更が生じた場合は所定の書式にて延滞なく本会に届けなければならない。

第8条 毎年5月1日以降に申請された登録構成員の各種変更届けは本会が承認した日より10日経過後効力を生ずる。

第9条 登録チームは登録構成員が退団した時、直ちに登録抹消届けを提出する事。登録を抹消申請された者は、申請日をもってその効力を失う。

第10条 登録に虚偽の申請をしたとき。その他本規定に反したとき。または合法的であってもスポーツマン精神に反すると本会が認めた時。は、チーム又は構成員に登録を拒みまたは取り消しあるいは一定期間の競技会の参加ならびに出場を停止する事がある。

附 則

この規定は昭和59年7月1日から実施する。

平成6年4月1日 一部改正

* 平成5年一般社団法人日本バレーボールリーグ機構発足により、日本リーグ・実業団リーグがVリーグ・V1リーグへ改称された事により記載変更。

平成12年4月1日 一部改正

* (公財)日本バレーボール協会登録規定内、一般がクラブへ改称された事により記載変更。

* 平成10年度一般大会開催前「3部会打ち合わせ会議」「大会抽選会開催」等大会運営に関する経費増により、平成10年度会計決算で大会運営費約27万円の赤字決算となった。緊急三役協議の結果、平成11年度以降の大会参加料を5,000円とした。

上記は、平成11年度理事会において承認。

平成27年4月25日 一部改正

* 本規定全般の見直しを実施。各条文及び申し合わせ事項の改・修正を行った。

* 多くのチームに加盟して頂き、大会への参加機会増を目的として登録料

を3,000円とした。

上記は、平成27年度理事会において承認。

申し合わせ事項

- 1、 各チームは4月中に北九州市バレーボール協会に加盟登録を完了すること。
登録未完了のチームは登録が完了するまで次の大会への参加は認めない。
* (公財) 日本バレーボール協会へ併せて登録することが望ましい。
- 2、 各チームの登録は1チームにつき、3,000円とする。
* (公財) 日本バレーボール協会への登録は別に定められたものとする。
- 3、 年間競技日程は、協会ホームページへ掲載するので確認のこと。
* 競技会開催日1ヶ月前をめどに大会要項・参加申込書を公示するので、
それに従って参加申し込みを行うこと。
* 申込締め切り以後の受付は一切行わないので十分注意すること。
- 4、 予選を経て県大会・全国大会に参加の資格を得たチームは必ず参加のこと。
* 止むを得ず棄権をする場合には、速やかに当該部署に連絡すること。
* 申し込み後に棄権した場合は、以後の大会出場を停止することがある。
- 5、 大会当日棄権する場合は、必ず前日までにその旨連絡すること。
* 無届にて棄権したチームとその構成員には、以後の大会参加を認めない
ことがある。大会毎の申し合わせ事項に違反した場合も同様である。
- 6、 大会当日各チームは会場開館時刻前に到着し、所定の役割及び役員指示の
基に設営等の準備等を積極的に行うこと。
* 棄権があった場合には以後の試合開始時刻を繰り上げる。
- 7、 参加料として大会毎に1チーム5,000円を納入する。
- 8、 本協会が年度当初に開催する審判員・指導者・その他関係者を対象とした
「競技規則伝達講習会」には積極的に参加し、ルール取扱いに於ける改・修正
点を取得すること。
- 9、 本協会が主催する「審判員資格取得審査会」に於いて成績優秀な者には、
(一財) 福岡県バレーボール協会へC級審判員として推薦する。

10、 この申し合わせ事項以外については（公財）日本バレーボール協会制定の
競技規則を適用する。